

社協だより



平成26年度	
平川市社会福祉協議会会費実績…	2
赤い羽根共同募金……………	3
平成27年度介護保険制度	
改革の「動向」……	4
短命県返上!!	
運動習慣を身につけよう……	6
第2次平川市地域福祉活動計画	
(素案)に対する意見を募集します	
……………	8
教育支援資金貸付制度のご案内…	14
児童館・放課後児童クラブ…………	15
善意……………	16

住民の生活を支えてきた弘南鉄道ラッセル車 今なお健在！

平成26年度 平川市社会福祉協議会 会費実績

○ 一般会費

平成27年1月末日現在

町会名	世帯数	金 額	町会名	世帯数	金 額	町会名	世帯数	金 額	町会名	世帯数	金 額
大 光 寺	261	259,500円	新 館	96	96,000円	西 の 平	71	71,000円	日 沼	155	155,000円
本 町	365	364,500円	唐 竹	302	302,000円	光 城	213	198,100円	みなみの	83	82,500円
小 和 森	139	139,000円	広 船	193	193,000円	平 成	200	200,000円	駅 前	92	92,000円
荒 田	54	54,000円	小 国	47	47,000円	南 田 町	34	32,500円	高 田	39	39,000円
杉 館	97	97,000円	葛 川	38	38,000円	金 屋	235	232,500円	山 の 上	34	34,000円
館山・松崎	133	133,000円	切 明	20	20,000円	南 田 中	318	272,050円	おかりや	22	22,000円
苗 生 松	80	60,000円	平 六	10	10,000円	李 平	157	157,000円	仲 町	30	32,000円
館 田	190	190,000円	温 川	4	4,000円	高 木	295	291,800円	下 町	40	40,000円
松 館	57	57,000円	井 戸 沢	15	15,000円	尾 上	179	174,800円	上 一	45	45,000円
柏 木 町	425	425,000円	大 木 平	13	13,000円	新 屋 町	152	148,960円	上 二	76	76,000円
大 坊	179	179,000円	一 本 木	17	17,000円	南 田	64	64,500円	川 向	40	40,000円
原 田	116	115,500円	尾 崎	308	308,000円	猿 賀	325	312,550円	三 笠	30	31,000円
岩 館	100	100,000円	新 屋	347	347,000円	中 佐 渡	100	99,000円	いざよい	137	137,000円
石 郷	100	50,000円	平 田 森	122	122,000円	長 田	40	40,000円	古 懸	127	126,500円
向 陽	161	112,000円	町 居	320	315,000円	八 幡 崎	147	144,500円	久 吉	77	76,500円
三 町 会	115	110,000円	向 野	18	18,000円	新 山	87	86,000円	湯 の 沢	7	7,000円
沖 館	209	199,500円	藤 野	116	110,000円	蒲 田	50	50,000円			
合 計			世 帯 数			8,468世帯			金 額		
						8,230,760円					

○ 特別会費 (各3,000円)

町会名	世帯数	金 額	町会名	世帯数	金 額
南 田 中	1	3,000円	みなみの	1	3,000円
新 屋 町	2	6,000円	山 の 上	1	3,000円
猿 賀	3	9,000円	三 笠	2	6,000円
八 幡 崎	2	6,000円	いざよい	2	6,000円
新 山	1	3,000円	古 懸	1	3,000円
合 計	世帯数	16世帯	金 額		48,000円

○ 企業・団体会費 (各3,000円)

東興信用金庫 尾上支店	加 藤 米 穀 店	北 平 商 店
(株) 夢 苺 の 家	福 島 建 具 店	長 栄 堂
碓ヶ関開発株式会社	新 し や	白 戸 石 油
(有)イカリ食品工業	碓ヶ関 葬 祭	青い森信用金庫 碓ヶ関支店
中田新聞販売店	(有) 関 建 設	一 戸 施 設 工 業
ヘッチョ仕出し店	(有) 白 戸 建 設	碓ヶ関地区婦人会
合 計	18団体	54,000円

本会の会費納入にあたり、住民の皆様から多大なるご協力を賜り誠にありがとうございました。
皆様からの会費は、社会福祉協議会の運営や地域福祉事業に活用させていただいております。

お知らせ

新型訪問入浴車が配備されました

元旦の楽しみの一つに年賀状がありますよね。この年賀状や年賀切手に寄附金付きがあることはご存知でしょうか？皆様が寄附金付き年賀状(57円)を購入すると5円が寄附となります。今年度、日本郵便株式会社様から寄附配分金を本会がいただくこととなり、新型訪問入浴車を購入することができました。

この訪問入浴車は、お体が不自由な高齢者及び障がい者等が、自宅で入浴することができる特殊車両です。湯船にゆっくり浸かりたいという希望に応えたこの訪問入浴車はこれから大活躍します！

ご利用のお問い合わせは本会まで。



赤い羽根共同募金



ご協力ありがとうございました。

平成26年10月1日からスタートしました「赤い羽根共同募金運動」は、市民の皆様及び関係団体のご理解とご協力により、多額の尊い寄付金が寄せられ今年度の運動を終えることができました。

期間中、各地域の募金活動に協力いただきました、町会関係者及びボランティアの方々に深く感謝申し上げます。

平成26年度赤い羽根共同募金実績（戸別募金）

平成27年1月末日 現在

No.	地区	町会名	世帯数	金額	No.	地区	町会名	世帯数	金額
1	平賀地区	大光寺	254	211,550円	35	平賀地区	西の平	69	55,200円
2		本 町	284	178,200円	36		光 城	191	137,958円
3		小和森	139	111,200円	37		平 成	245	113,675円
4		荒 田	54	43,200円	38		南田町	57	28,000円
5		杉 館	97	77,600円	39	尾上地区	金 屋	229	127,542円
6		館山・松崎	133	106,400円	40		南田中	303	153,610円
7		苗生松	50	40,000円	41		李 平	124	62,447円
8		館 田	200	156,000円	42		高 木	299	153,987円
9		松 館	57	30,000円	43		尾 上	181	108,850円
10		柏木町	398	286,363円	44		新屋町	154	89,549円
11		大 坊	175	140,000円	45		南 田	74	35,426円
12		原 田	124	79,910円	46		猿 賀	307	138,911円
13		岩 館	100	79,800円	47		中佐渡	96	46,376円
14		石 郷	102	50,000円	48		長 田	40	19,254円
15		向 陽	159	111,780円	49		八幡崎	149	98,999円
16		三町会	114	88,000円	50		新 山	87	55,434円
17		沖 館	200	159,100円	51		蒲 田	50	39,200円
18		新 館	90	80,100円	52		日 沼	151	86,312円
19		唐 竹	290	232,000円	53		みなみの	102	54,997円
20		広 船	204	157,400円	54	碓ヶ関地区	駅 前	92	67,470円
21		小 国	43	31,500円	55		高 田	53	37,100円
22		葛 川	37	34,200円	56		山の上	45	25,000円
23		切 明	20	17,400円	57		おかりや	22	11,000円
24		平 六	10	8,000円	58		仲 町	34	17,000円
25		温 川	3	2,400円	59		下 町	45	22,500円
26		井戸沢	15	12,000円	60		上 一	45	36,000円
27		大木平	12	9,600円	61		上 二	77	38,500円
28		一本木	23	17,000円	62		川 向	62	31,000円
29		尾 崎	300	240,000円	63		三 笠	43	36,600円
30		新 屋	344	275,200円	64		いざよい	138	69,000円
31		平田森	124	120,200円	65		古 懸	121	88,100円
32		町 居	295	169,744円	66		久 吉	78	74,100円
33		向 野	19	16,490円	67		湯の沢	8	6,000円
34		藤 野	102	58,750円	68	一般	そ の 他	1	1,000円
					合 計			8,343世帯	5,597,184円

今回は、青森県共同募金会の新たな取り組みとして、プロバスケットボールチーム青森ワッツのホームゲームの会場で、球団と連携し募金運動を展開しました。来場したお年寄りから子どもまで、幅広い層に共同募金運動をPRすることができました。



Go Go Wat's

募金総額
目標額
達成率

5,836,024円
5,970,000円
97.7%

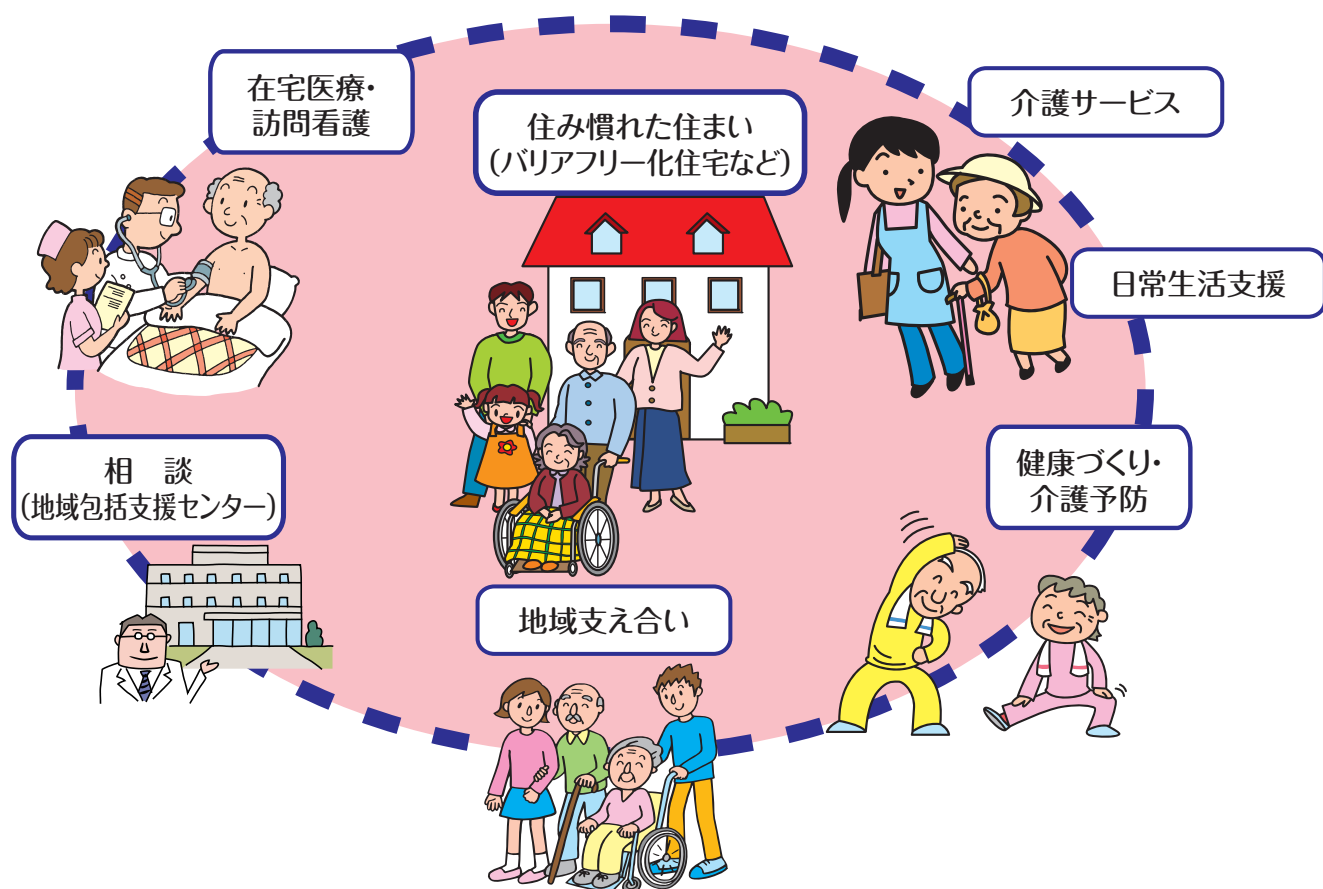
○募金内訳
戸別募金
職域募金
募金箱
街頭募金
学校募金

5,597,184円
65,436円
60,673円
15,246円
97,485円

平成27年度介護保険制度改革の「動向」

2015 (平成27年)	・介護保険法改正予定 要支援者の訪問介護・ 通所介護を本体から外す 特養(注2)対象要介護3以上に 通所介護の分化 ケアマネ資格・研修見直し	第6期地域包括ケア計画 ・新しい総合事業による サービス 地域包括ケアシステム 小規模は地域密着へ 地域ケア会議法定化	・ケアマネ指定事務(30年4月施行)
2017	利用者負担の変更		* 応能負担へ
2018	介護保険制度改革	第7期介護保険事業計画	
2021	介護保険制度改革	第8期介護保険事業計画	
2024	介護保険制度改革	第9期介護保険事業計画	
2025		地域包括ケアシステム完成	団塊・後期高齢者へ

【地域包括ケアのイメージ】



※今回取り上げた制度改革は、ごく一部です。

又、これらは平成24年の国会での法律改正を踏まえ、政省令や通知等の改正を経て実施される予定ですので、決定されているわけではありません。

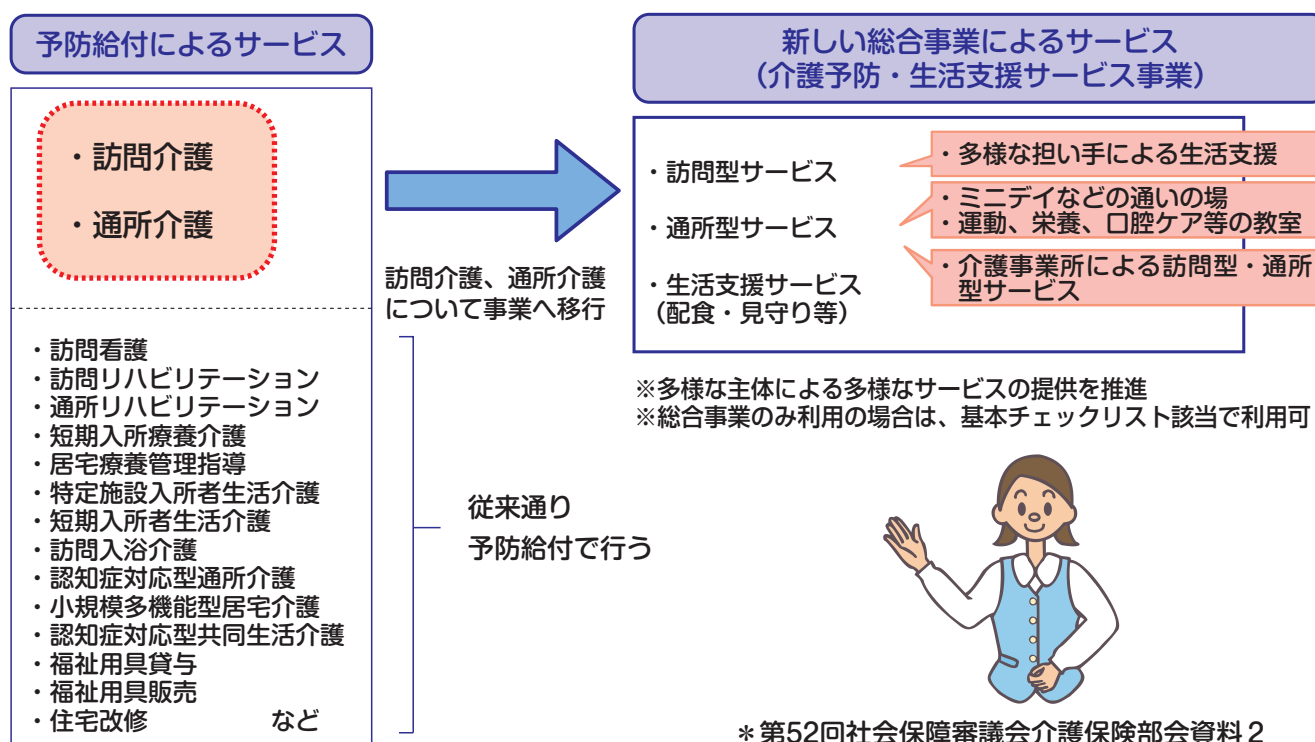
今回の制度改正で、大きく取りざたされている主な変更点。

1. 要支援1・2の軽度者について

訪問介護・通所介護の予防給付の対象から除外され、新しい「総合事業」に移行されます。要支援サービスの廃止については平成27年度当初からではなく、自治体の準備状況等に応じて、27年度から3年以内に完了という日程設定になっています。改正法案成立後に具体的に示されるものと思われます。

※新しい総合事業のイメージ図↓

図1 要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行



2. 特別養護老人ホームへの入所対象を、原則要介護3以上へ

第51回社会保障審議会介護保険部会において、「軽度（要介護1及び2）の要介護者」や「特別養護老人ホーム入所後に要介護1又は2に改善した高齢者」についても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所を認めることとしてはどうか、という取扱が示されています。

3. しくみづくり

医療と介護の連携の強化（医療から介護へ）、自立支援の考え方による介護サービスの提供（機能訓練等により在宅の限界点を高める）、高齢者の住まいの場の確保（施設から在宅へ）、要支援・二次予防対象に対する「生活支援サービスの、自治会・ボランティア・NPO等による提供」が、地域包括ケアシステムの内容として示されています。

短命県返上!!

2010年の都道府県別の平均寿命調査によると、青森県は男女とも全国最下位でした。調査は5年おきに行われていますが、男性はさかのぼる事1975年から8回連続、女性は2000年から3回連続の最下位です。要因は高い喫煙率や多量の飲酒、運動不足、健診受診率の低さなどが挙げられています。

ちなみに長野県は男女ともに1位。違いは何？と思い調べたところ一例ではありますが、健診受診の呼びかけや運動の促進、減塩レシピの提案などの活動で健康増進に努めているとの事。

そこでまず、運動不足解消のために運動習慣を身につけましょう。身体を動かさずにいると、運動器（筋肉、骨、関節など）の機能が衰え、心肺機能も弱くなってしまいます。ちょっとした段差でつまずいて転倒して骨折から寝たきりなどの要介護状態になる恐れもあります。無理は禁物ですが、少しずつでも機能低下を防ぐための運動習慣を身につけることが大切です。

有酸素運動＋筋力トレーニングがおすすめです。

「有酸素運動」

体内に酸素を多く取り入れる運動で、心肺機能を向上させ、ストレスの発散にも効果があります。水中ウォーキング・エアロビクス体操水泳等ありますが、身近な運動としてはウォーキング（散歩）やラジオ体操も効果的です。



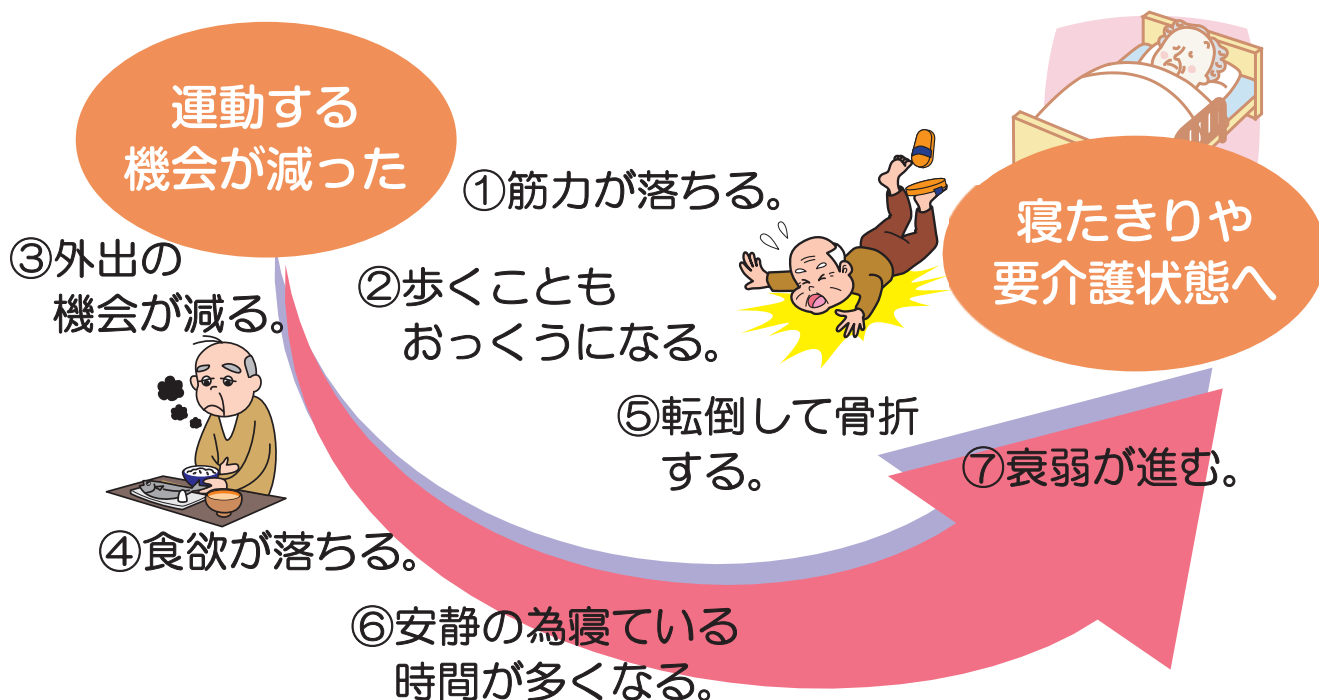
「筋肉トレーニング」

筋肉と骨に負荷をかけて、筋力をアップし骨を丈夫にします。スポーツジムに行かなくても、自分の体重を利用したトレーニングもあります。強く引き締まった体をつくるのに効果的です。



組み合わせると効果的です

運動習慣を身につけよう



手軽な筋力アップ体操

☆片足上げ・膝伸ばし

背もたれのある椅子に座り、ゆっくりと膝を伸ばし、下ろします。

☆かかとの上げ下げ

椅子の背もたれに手を添え、そろえた両足のつま先を軸にかかとをゆっくり上げ下げします。

☆片足横上げ

椅子の背もたれに手を添えて立ち、片足を横へ軽く上げ5秒ほど静止し、ゆっくり下ろします。

☆両足立ちでの膝屈伸

椅子に座ったり、立ったり繰り返し行います。



日々の生活での掃除や洗濯、布団の上げ下ろし、草むしりや庭木の手入れといった家事も手抜きをしないでしっかりやれば、筋肉や骨に負荷をかけることができる立派な運動です。



冬期間は、寒さや積雪等にて散歩（ウォーキング）や体操などおっくうになりますが、「手軽な筋力アップ体操」や日常生活の中で活動量を増やし、運動器や心肺機能の維持・向上に努めましょう。



第2次平川市地域福祉活動計画(素案) に対する意見を募集します



平川市社協では、地域福祉推進のための行動計画として、地域福祉活動計画を策定し、平川市の地域福祉推進を図って参りました。この度、平成26年度をもって第1次計画の期間が終了となることに伴い、第2次平川市地域福祉活動計画の策定に取り組んでおります。

そこで、第2次地域福祉活動計画素案の概要を掲載いたしますので、市民の皆様からこれからの地域福祉推進に関して計画に盛り込んでほしいこと等のご意見・ご提言がございましたら、お寄せいただきたくお願い申し上げます。

<第1章 第2次地域福祉活動計画策定にあたって>

1 地域福祉の推進と社会福祉協議会

福祉とは、住民一人ひとりが「ふ」普段の「く」暮らしに「し」幸せを求める活動であり、幸せを求める権利は、日本国憲法により、全ての国民に与えられた権利です。普段の暮らしの幸せは、日常生活において発生した様々な生活課題や困難を乗り越えながら生活していくことで積み重ねられますが、自身の力や家族の力（自助）だけでは解決できない複雑化した課題も発生します。自助を超えた課題に対しては、行政施策や公的福祉サービス（公助）により解決する仕組みはありますが、法律や制度には必ず隙間が生じるため解決に至らない場合があります。

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、課題に対して自身で努力する自助と公的サービスによる公助とあわせて、地域で支え合う仕組み（共助）が重層的に機能することが求められます。

地域福祉は、住民主体により地域において住民の普段の暮らしの幸せを支える活動や共助の仕組み作りと言えます。

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉法第109条に位置付けられ、全国・都道府県・市区町村単位に設置されている民間の組織です。社協は、住民主体を活動の原則として住民の自助力を高める支援や共助の仕組み作りやネットワーク作りを支援しています。

2 計画策定の背景

平川市においては、平成21年3月に「平川市地域福祉計画」を策定し、横断的かつ計画的に地域福祉に係る施策の推進を行ってきました。一方、平川市社協では、平成22年3月に民間の行動計画として、「平川市地域福祉活動計画」を策定し、平川市地域福祉計画と連携を図り、地域福祉の推進を行って参りました。

しかし、以前より社会問題であった少子高齢化の進行や核家族化による家族機能の低下や地域の関係性の希薄といった問題の改善が大きく進展しない中で、認知症高齢者の増加や子育てに悩む保護者の孤立や虐待、生活困窮者への対応、自然災害に対する減災対応等新たな課題も次々表面化しております。また、インターネットやスマートフォン（多機能携帯電話）による情報化社会や非対面的コミュニケーションの浸透が、便利さに反比例するかのようにコミュニケーションの狭量を招いており、目に見えない社会問題として、ひきこもりや自己都合主義の犯罪の原因ともなっています。

このように課題が複雑多様化しやすい社会情勢を踏まえると、自身や家族による自助機能や行政による公的福祉サービスの充実による公助だけでの対応は難しく、住民相互の助け合いの共助もあわせ、重層的に取り組むことが求められます。

3 計画策定の意義

本市においても急速な高齢化の進行に伴う一人暮らし高齢者世帯や認知症高齢者の増加、孤独死などにみられるつながりの希薄化、家族機能の低下や関係性の希薄による生活困窮問題、災害時の要援護者支援体制の構築といった課題が生じており、自助や公的福祉サービスだけでは対応が難しいケースも増加しております。

平川市社協において、これまで推進してきた共助の体制としては、青森県の単独事業として始まったほのぼのコミュニティ21推進事業におけるほのぼの交流協力員事業があり、年数を重ねるごとに活動が定着し、平成26年3月末現在、567名の協力員が地域住民による地域住民のための見守り活動を行っております。また、緊急通報システム福祉安心電話サービスにおける協力員も342名となり、一人暮らし高齢者を中心とした対象者の生活の安心の一助として活躍されております。

また、ふれあいいきいきサロンは、市内全域で27グループ形成されており、地域住民の生きがい活動を目的に活動されております。更に、自治会においては、地域住民相互の交流保持を目的としたふれあい交流会開催事業に41町会、地域に見合った福祉活動を展開する小地域福祉活動事業には49町会、除雪ボランティアを組織し雪に対する支援を行う小規模除排雪事業には27町会の申請による決定を受けて、それぞれの自治会において各種地域団体と連携した活動を行っており、福祉コミュニティの形成や共助の仕組み作りが図られています。

地域における防災対応としては、平成26年3月末現在において41地域の自主防災組織が結成（連合体もあるため自治会数は51町会）されており、地域独自の防災や減災に対する各種取り組みが行われています。

お互いが共に支え合う地域づくりを推進するため、このような地域における共助体制との連携強化を図るとともに新規の体制作りを支援し、自助・公助とあわせて様々な生活課題や地域課題に地域全体で取り組む環境整備を目指すために平成26年度で計画期間が終了する第1次計画を評価・修正し、新たに「第2次平川市地域福祉活動計画」を策定します。

<第2章 第2次地域福祉活動計画の概要>

1 第1次計画の評価及び課題

(1) 第1次平川市地域福祉活動計画

平川市地域福祉活動計画は、複雑多様化している課題に対し、市民の参加による地域での支え合い・助け合い活動を実現するために、市民や関係団体等が主体的に参加協力して策定した民間の行動計画です。

第1次計画では、「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という平川市社協の理念をそのまま第1次計画の基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、1年早く策定された平川市地域福祉計画と連携を図りながら平成22年度から平成26年度までの5ヶ年の中長期計画として、市民と共に各事業を実施してきました。

〈基本目標〉

- ① 住民参加と小地域福祉活動の推進
- ② 地域福祉サービスの推進
- ③ 福祉教育・ボランティア活動の推進
- ④ 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実



(2) 第1次計画の評価と課題

- 地域住民の主体的な福祉活動の分野においては、平川市社協が交付する申請方式の助成金活用による自治会単位を基本とした小地域福祉活動が年度の経過により、徐々に増えていったことから一定の成果が得られた結果となりました。しかし、広く全町会での実施には至っていないことから、小地域福祉活動の展開に温度差が生じていることが課題となりました。
- あらゆる分野の福祉関係者を対象とした社会福祉推進大会（仮称）の単独開催を模索しましたが、平川市長寿福祉大会や生活支援研修会等との兼ね合いにより、実現には至りませんでした。
- ボランティア活動の推進については、ボランティア・市民活動センターの運営委員会の立ち上げ等、一定の成果はあったもののニーズに基づくマッチング調整といった活発な活動は不十分であり、発展強化の余地は多々あります。また、災害ボランティアネットワークの構築に関しては、災害時要援護者マップとあわせ

て、自主防災組織と連携しながら推進していく必要があります。

- 福祉情報の提供に関しては、第1次計画の新規事業として取り組んでいる福祉情報出前講座が軌道に乗っており、年々依頼が増加している傾向にあります。ホームページの活用に関しては、必要に応じて職員個々が更新を行っている状況であり、組織としての広報媒体の位置付けと役割分担を明瞭にする必要があります。
- 福祉サービス第三者評価における評価については、東京都を除いた全国的な傾向と同様に圏域内の法人等の受任ニーズが低く、評価機関としての登録料等の費用対効果も低いことから事業を廃止しました。しかし、社会福祉法人改革や第三者評価の義務化等の今後の流れを注視し、需要が高まった際には、再度検討いたします。
- 生活支援体制の強化に関しては、新規事業である成年後見サポートセンターが設立され、平成26年度末において、2件の法人後見を受任しており、今後ますます需要が高まることが想定されます。また、平成27年度からは生活困窮者自立支援法が施行されるため、平川市との連携を深め、取り組んでいく必要があります。

2 第2次計画の目的

全国的に叫ばれている少子高齢化や関係性の希薄に起因する多様な社会問題は、平川市においても同様に当てはまり、自身の力や公的福祉サービスだけでは対応できない課題が多くあります。また、高齢化率が30%目前に迫っている中で、地域によっては限界集落問題も表面化してくることから、地域力やコミュニティがある内に対応策を協議していくことが求められます。こうした課題や第1次計画の成果や課題を踏まえて、地域住民、自治会、関係団体、社協、行政等がそれぞれの立場で何ができるのか共に考え、連携の形や役割の分担を明確にし、具体的な支援の仕組みを共に築き、福祉社会の実現に向けて共に歩むことを目的に「第2次平川市地域福祉活動計画」を策定します。

3 第2次計画の期間と構成

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

(2) 計画の構成

計画は、基本理念に基づき、第1次計画の成果と課題を踏まえて整理した4つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに個々の現状と課題に対する具体的な内容を設定するために推進項目・事業項目(事業名)・事業の具体的な実施内容・役割分担・年次別計画・予定財源を明記した実施計画で構成します。

さらに、この計画を推進する上で、住民ニーズや地域ニーズの変化や行政施策の状況、社会情勢の変化等を考慮して必要に応じた計画の修正や見直しを行います。

4 第2次計画の位置づけ

本計画は、地域住民や各種団体等が主体的に策定する民間の行動計画であり、平川市が地域福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する平川市地域福祉計画と整合を図り、連携しながら地域福祉を推進していきます。

5 第2次計画の策定体制

- ・地域福祉活動計画策定委員会の設置
- ・地域福祉活動計画作業部会の設置
- ・パブリックコメント（意見公募）の実施
～随時追加～



<第3章 計画の基本理念と基本目標>

1 計画の基本理念

本市の「平川市長期総合プラン」においては、「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」を基本理念に掲げ、「地域住民との協働できらめくまち」を将来像にまちづくりの推進を図っています。

この長期総合プランにおいて、福祉のまちづくりについては、「お互いが支えあう共生のまちづくり」を基本目標として実現を目指しています。

平川市社協では、市民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基盤とした活動を原則として地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指しています。

こうした観点を踏まえて、平川市社協では、全職員参画の下に作成した「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という理念を掲げ、行動規範としました。そして、第1次計画の基本理念に目指すべきものとして、そのまま平川市社協の理念を掲げました。

第1次計画において、地域福祉の基盤整備や小地域福祉活動の充実を図って参りましたが、まだまだ、地域住民、自治会、各種関係団体、ボランティア等の皆様と協働しながら取り組むべき課題や構築すべき仕組みは多々ありますので、第2次計画においても第1次計画の基本理念を継承し、平川市の地域福祉を推進します。

《計画の基本理念》

地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します

2 計画の基本目標

<基本目標 1> 地域福祉の推進と共助体制の構築

市民の生活の基盤は地域であり、誰もが住み慣れた地域において安心した生活が送れることを望んでいます。しかし、生活を送る上で必ず何かしらの生活課題に直面し、地域においては地域課題も発生します。こうした課題を解決するためには、自助・公助を補完する地域での支え合いや助け合いといった共助が必要となります。平川市社協では、地域における支え合いの体制やつながりの構築といった共助体制の充実を図ることにより、小地域福祉活動を推進いたします。

<基本目標 2> 在宅福祉サービスの充実

馴染みの人間関係に囲まれ、住み慣れた地域において生涯を終えることは、誰もが望むことであると思います。しかし、加齢や障がい、病気等による身体的問題や地域の関係性の希薄、家族機能の低下といった様々な要因により、家族だけでは在宅生活を支えることが困難な状況も危惧されます。平川市社協では、介護保険等の公的福祉サービスと地域住民等による制度外サービスを組み合わせ、本人の意思の尊重と家族への支援を踏まえた在宅福祉サービスの充実に努めます。

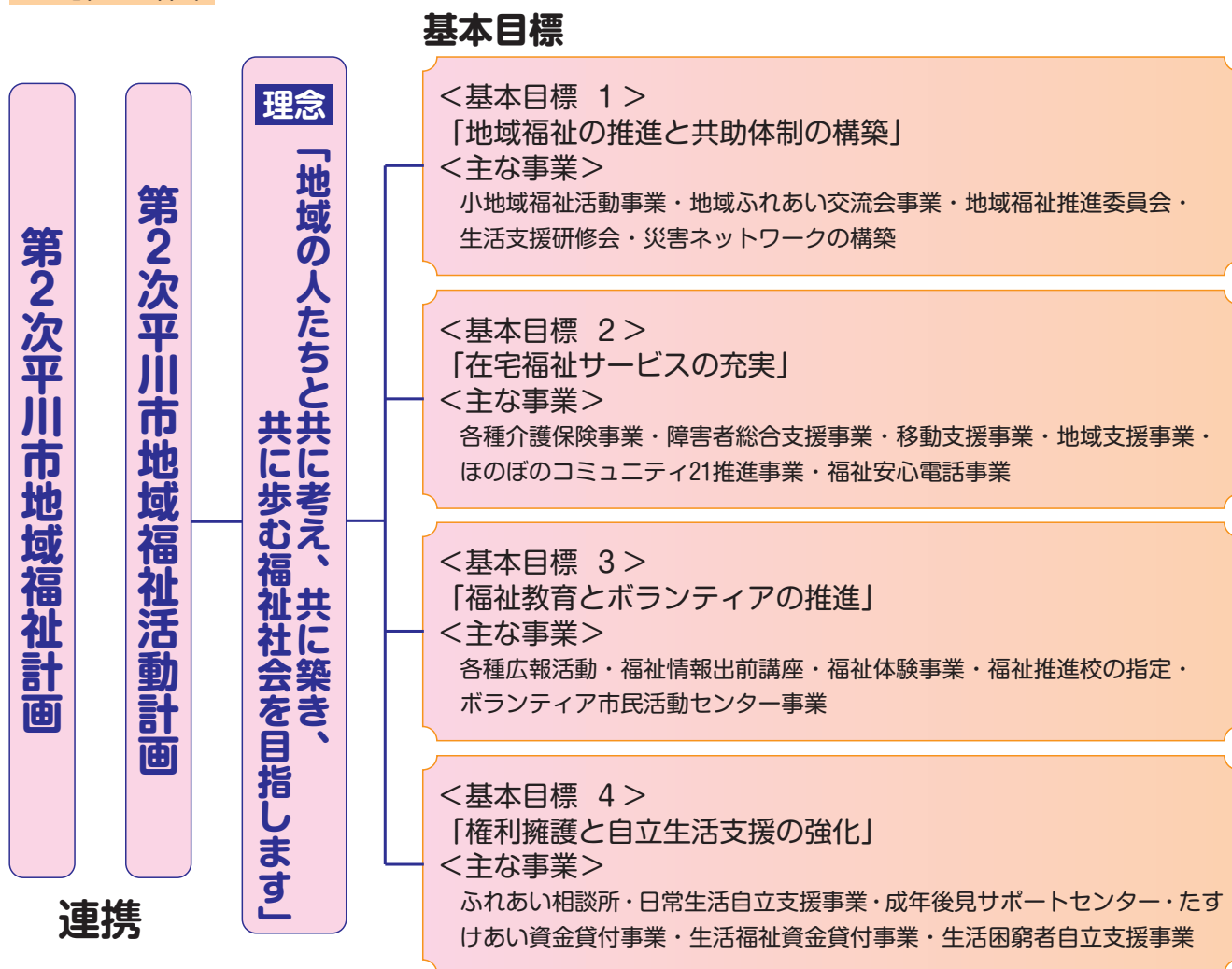
<基本目標 3> 福祉教育とボランティアの推進

福祉に関しては、児童や高齢者、障がい者等を対象としているイメージが強く、若年層の関わりが薄い傾向にあります。しかし、福祉は全ての国民を対象としており、お互いに支え・支えられる関係が求められます。多くの住民が福祉意識を持ち、主体的に地域福祉活動に参加していただくために、福祉教育を推進し、福祉意識の高揚を図るとともに課題解決のための思いの共有を図ります。

また、気軽に地域福祉に参加できる入り口として、ボランティア活動の推進を図ります。

<基本目標 4> 権利擁護と自立生活支援の強化

これまでの様々な時代背景や制度の移り変わりにより、福祉サービスの利用は、措置から契約に変わり、自身で選択するようになったことから、同時に判断能力の低下した方々へ対する権利擁護の仕組みも構築されて参りました。また、生活困窮者自立支援法の施行により、これまで福祉分野で積極的に関与していなかった生活困窮に起因する生活課題への新たな対応が求められます。こうしたことから、今後益々対象者が増加していく権利擁護関連事業の推進と生活困窮者対応等を含めた自立生活支援の強化を図ります。



＜第4章 実施計画＞ 割愛

＜第5章 計画の進行管理と評価・修正＞

1 計画の推進

本会が策定する「平川市地域福祉活動計画」の推進にあたっては、平川市が策定した「平川市地域福祉計画」と整合を図りながら連携し、各事業を推進していく必要があります。

本計画中の各事業を推進するにあたって、根底にあるのが「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という計画の基本理念であり、この理念は平川市社協の基本理念でもあります。平川市社協では、この基本理念に基づき、平川市民、自治会、町会福祉会（部）、民生委員児童委員、各種関係団体、ボランティア、NPO、行政等と協働しながら住民主体の福祉活動を推進し、福祉コミュニティの形成と地域における福祉の仕組みを構築することにより、本計画の推進を図ります。

（1）市民に期待されること

地域福祉を推進していくためには、社会福祉法第4条にも記載されていますが、地域住民の参画が求められ、地域で暮らす市民が主役といえます。市民一人一人が抱える生活課題は、個人だけの問題ではなく、同じように困っている方がいるかもしれません。個人の問題に関して解決できる仕組みを構築することは、同じような問題を抱えた方へも対応できることになります。

こうした問題を解決できる仕組みのきっかけが、隣近所の支え合い・助けあい活動や見守り活動、声掛け活動といった個人でも取り組める活動であり、ここからネットワーク活動や防災・減災体制の整備、小地域福祉活動といった地域での共助体制につながっていくことが期待されます。

そのためには、各種研修会や勉強会、自治会行事や会合、ボランティア活動等に積極的に参加し福祉の意識を高めることが望まれます。

(2) 地域に期待される役割

町会ごとに、福祉会（部）の設置や平川市社協が行う助成金の活用によって、それぞれの地域に合わせた小地域福祉活動が展開されて参りました。第1次計画策定時のアンケートでは、住民の約半数が「地域」の範囲を「町会単位」と捉えており、この結果から地域福祉＝町会福祉とも置き換えられます。町会において地域福祉向上に取り組むことは、町会を構成する市民の生活の安心や住みやすさにつながりますので、市民にとって最も身近な組織であることの利点をいかし、多くの市民が地域福祉に参画できるきっかけとしての町会活動が期待されます。

そのために、各種行政サービスや小地域福祉活動助成金や福祉情報出前講座、地域課題等に関する相談や支援といった平川市社協の資源を活用するとともに、一層の連携強化が望まれます。

(3) 平川市の役割

地域福祉の推進にあたり、地方自治法第1条にも記載されているとおり、平川市は市民の福祉増進を基本とした福祉施策を総合的に実施しなければなりません。福祉施策は、高齢、障がい等の各分野により策定された計画に基づいて実施されていますが、横断的な視点により「平川市地域福祉計画」が策定されており、市民の参画を促し、地域福祉を推進する関係機関や団体と連携を図りながらお互いが共に支え合う地域づくりに取り組んでおります。

そのために、市民に対して地域福祉活動へ参画するための機会提供の充実や情報提供、関係機関との連携・協力体制の強化・ネットワークの構築などが求められます。

(4) 平川市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として本計画を円滑に実行していきます。地域福祉の推進に関しては、社協が事業を企画して地域において推進をお願いするのではなく、本計画や平川市社協の基本理念にも明記したとおり、平川市民や自治会、町会福祉会（部）、民生委員児童委員、各種関係団体、ボランティア、NPOといった地域の方々と「共に」考え、築き、歩むといった伴走型の支援により推進を図ります。

生活課題や地域課題に関しても、平川市社協が解決するのではなく、解決のための「仕組みづくり」を支援し、地域の財産として共助の体制が残るような支援を行います。

2 計画の進行管理

本計画は、平川市社協が地域福祉の推進を図るための具体的な計画として策定した5年間の年次別実施計画です。

しかし、市民の生活課題や地域課題の変化、平成27年度より施行される生活困窮者自立支援法の実施等を例とした福祉制度の変化や確立といったことから不確実な要素を含んでいます。

よって、本計画を単なる計画とすることなく、進捗状況を管理するとともに、各事業を中心に評価することによって、見直しや修正を行う等の柔軟性が必要です。

そこで、平川市社協の各管理者等で構成された自己評価課題検討委員会の意見を踏まえて地域福祉課において、本計画の進行管理を行います。

3 計画の評価・修正

本計画が地域福祉を推進する上での具体的な計画として機能するためには、市民の生活課題や地域課題の変化、福祉制度の変化といった地域情勢や社会情勢に合わせた形での修正が必要となります。

平川市社協では、職員全員で2年に1回のサイクルで自己評価を行っており、自己評価を実施した次の年度には、自己評価課題検討委員会を設置し、自己評価の結果を検証し改善点を明確にする作業を行っています。本計画の実施計画に記載した事業についても検討委員会の意見を伺い、取り組み状況の評価を行うとともに必要に応じた計画の修正や見直しを行います。

教育支援資金貸付制度のご案内

世帯の中で学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学等に修学の方がいる場合、必要な経費の貸付を行っております。

また、すでに在学している子供さんがいて家庭の生活状況が変わった場合は、年度途中であっても受付をいたします。

ただし、他制度優先のため、日本学生支援機構等の貸付制度が受けれない方が対象となります。

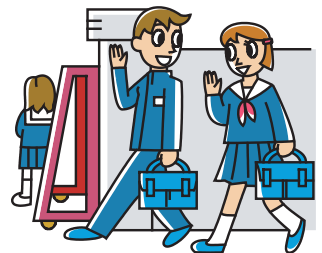
詳細について、下記の表をご覧ください。

※申込用紙等の書類は、平川市社会福祉協議会各事業所にありますのでご相談下さい。

◎教育支援資金

☆修 学 費

対象世帯	低所得世帯
貸付限度	別表1による（下記の表を参照）
交付方法	分割交付
据置期間	卒業後6ヵ月以内
償還期間	別表1による（下記の表を参照）
貸付利率	無利子
受付時期	・新入学生については、合格決定(推薦入学を含む)時期から受付。 ・中途入学者及び在学中の者は、随時受付。
貸付期間	・新入学生については、入学時期より卒業月まで、在学学生等については市町村社協受付月より卒業月までを貸付期間とする。
貸付対象	・学校教育法に定める学校（高校、高専、短大、大学及び専修学校）に入学する、または、在学している場合。専修学校高等課程は高等学校、専門課程は短期大学の扱いとする。
使途目的	修学に必要な経費 ・授業料、学校納入諸経費、交通費 ・自宅外の場合は寮費、アパート代、生活費等
必要な添付書類	・新入学生の場合は、合格通知書の写し ・中途入学者または在学者については、在学証明書 ・教育支援資金使途明細書



※母子父子寡婦世帯については、母子父子寡婦福祉資金で同様の貸付を行っております。（問い合わせ先 平川市子育て支援課）

◎就学仕度費

入学に際し、入学金等学校に納入する経費や制服、体育着、教科書等で一括して購入するものが対象となります。

対象世帯	低所得世帯
貸付限度	500,000円以内
交付方法	一括交付

別表1 教育支援資金貸付限度額及び償還期間

学校種別	金 額 ・ 償 還 期 間
高 等 学 校	貸 付 限 度 額 月35,000円以内
	償 還 期 間 8年以内
高等専門学校	貸 付 限 度 額 月60,000円以内
	償 還 期 間 10年以内
短 期 大 学	貸 付 限 度 額 月60,000円以内
	償 還 期 間 10年以内
大 学	貸 付 限 度 額 月65,000円以内
	償 還 期 間 15年以内



※高等学校には、専修学校高等課程を、短期大学には、専修学校専門課程を含みます。

本貸付制度の詳細については、担当課までご相談下さい。 平川市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 88-7066



児童館・放課後児童クラブ



7月～11月の行事紹介

平賀児童館 10月18日 環境整備(中央公園)

紅葉した中央公園にゴミを拾いに行きました。朝方の雨で葉っぱが濡れていて、とても綺麗でした。色んな葉っぱや木の实を見つけてきました。



<感想>

- ・ゴミ拾いの後はドングリを見つけました。葉っぱが雪のように降ってきました。(小2)
- ・たばこの吸い殻やお菓子の袋を見つけました。(小3)

2月～3月の予定

2月 施設訪問

保育園を訪問します。
(一輪車クラブ)

3月 お茶会

ひなまつりのお茶会をします。



尾上児童館 9月6日～13日 敬老の日プレゼント

尾上地域福祉センター内にあるデイサービスを訪問し、でんぐりシートで作った「リンゴ」を貼ったメッセージカードをプレゼントしました。



<感想>

- ・渡す時に少し緊張しました。(小2)
- ・喜んでもらえて良かったです。(小2)
- ・絵や字を上手にかけました。(小1)

2月～3月の予定

2月 チョコ作り

お菓子作りをします。

3月 修了お祝い会

ゲームをしたり、皆で会食します。



さるか児童クラブ 10月27日 秋のおたのしみ会

ゲームやくじ引き、おやつパーティーなどをして、みんなで楽しみました。



<感想>

- ・いつもと違う特別なおやつがおいしかった。(小1)
- ・くじが当たらなくて、残念だった。(小2)
- ・司会をやって楽しかった。(小3)

2月～3月の予定

2月 豆まき

皆で豆まきをします。

3月 おわかれ会

アトラクションなど行います。



善意

平成26年8月から平成27年1月までに善意を寄せられた方々に厚くお礼を申し上げます。（敬称略）

〈個人〉

成田悦子（高畑）	50,000円
白戸千里（小国）	15,000円
小山内たけし（大光寺）	30,000円
蓮乗院住職 村田孝澄	14,151円
匿名	3,000円

〈団体〉

坂東菊美寿会（代表 宮川ミキ）	50,000円
碓ヶ関地区婦人会（会長 山口絹子）	13,102円
平川市商工会（会長 古川敏夫）	17,685円
平川市老人クラブ連合会（会長 高阪盛男）	209,641円
平川市農業委員会（会長 古川寛三）	49,600円
ひらか和入浴ラリー（実行委員長 古川静雄）	90,500円
東奥信用金庫尾上支店合同貯金会（会長 西谷豊）	21,317円

〈物品寄贈〉

小田切 晴 揮（南田中）	紙オムツ 1袋
福田 誠 一（いざよい）	本 24冊
葛西 春 樹（日沼）	紙オムツ 2箱
小野 鐵四郎（中佐渡）	車イス 1台
NPO法人ふるさとの会	米 130kg
米沼孝子（柏木町）	ブルタブ 2kg
平成町子ども会育成会	ペッドボトルキャップ 75kg、ブルタブ 70kg
小田桐 孝 静（新屋町）	米 60kg
福士 乃梨子（平成町）	ブルタブ 686g
匿名	米 5kg
匿名	米30kg

※ペットボトルキャップの寄付は12月をもって終了しました。

編集と発行

ふれあいネットワーク

平成27年2月15日発行

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会



- ・事務局 平川市柏木町藤山16-1（平川市健康センター内）
E-mail: hirakawashi@hirasyakyo.org
TEL44-5937 地域福祉課直通 88-7066 FAX44-4574
URL: <http://www.hirasyakyo.org/>
- ・平賀事業所 平川市柏木町藤山16-1（平川市健康センター内）
TEL44-5907 FAX44-4574
- ・尾上事業所 平川市猿賀南田96-3（平川市尾上地域福祉センター内）
TEL57-5311 FAX57-5313
- ・碓ヶ関事業所 平川市碓ヶ関三笠山120-1（平川市碓ヶ関地域福祉センター内）
TEL45-2725 FAX45-2782



この広報紙は、皆様の会費と赤い羽根共同募金の配分金で作成されました。